

お問い合わせは安八町役場 ☎ 64・3111

## 福祉課 ☎ 64・7104【直通】

### 「児童扶養手当法」の 一部改正について

これまで、遺族年金や障害年金などの公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、お住いの市町村への申請が必要です。

#### 今回の改正により

##### 新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
  - ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
  - ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など
- 詳しくは、安八町役場福祉課までお問い合わせください。

## あすなるの園 ☎ 63・0222

### ことばの相談会 を開催します

- 言葉数が少ない
- 言われていることがよくわかっていない
- 発音がはっきりしない
- 視線が合いにくく、人への関心が薄い
- 気が散りやすく、遊びが続かない
- 人前で話そうとしない
- 生活習慣がうまく身につかない

このように、お子さん（就学前の幼児）の発音が心配な方は、お気軽にご相談ください。

**日時** 平成27年1月23日（金）  
午後1時～4時  
※親子1組につき30分ほどの個別相談となります。

**場所** 中央保育園内 あすなるの園  
**相談員** 中部学院大学講師 松波和子先生  
相談をご希望の場合は、事前に電話にてお申込みください。

### 安八町地域療育システム 講演会のご案内

発達障がい児への理解を深め、かわり方を学ぶ講演会を開催しま

す。参加は無料ですので、皆さまお誘い合わせの上ご参加ください。

**日時** 平成27年1月31日（土）  
午前10時～正午  
（午前9時45分受付開始）

**場所** ハートピア安八 2階大会議室  
**講師** 中部学院大学 ことば学部教授 別府 悦子氏

#### 演題

子どもの育ちをいっしょに考えよう  
～さまざまな特性をもつ子どもの理解と支援～

#### 申込み・問い合わせ先

あすなるの園  
電話又はFAXで人数をお知らせください。  
☎・FAX 0584・63・0222

## 岐阜地方法務局総務課 ☎ 78・3347（自動音声案内2番）

### 「中学生法教育ミニ講座」 の開催について

民法についての中学生向けミニ講座を開催します。ぜひご参加ください。※保護者同伴可

**日時** 平成27年1月6日（火）  
第1回 午前10時～11時  
第2回 午後2時～3時

#### 場所

岐阜地方法務局大垣支局2階会議室  
（大垣市丸の内1丁目19番地）

#### 内容

約束って何だろう  
～契約するということ～  
※身近なことを例にわかりやすく説明します。

**参加費** 無料

**定員** 各回とも20人（要予約）

#### 申込み・問い合わせ先

岐阜地方法務局大垣支局総務課  
☎ 78・3347（自動音声案内2番）

## ◇国民健康保険だより◇

### ◆70歳未満の方の所得区分・限度額が変わります！

平成27年1月から、70歳未満の方の所得区分・自己負担限度額が下表のとおり変更になります。同じ人の1か月の自己負担額や限度額適用認定証を医療機関窓口で提示した場合の支払いなどの限度額が変わります。

平成27年1月からの所得区分		3回目まで	4回目以降
上位所得者	「総所得金額等」が901万円を超える	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	「総所得金額等」が600万円を超え901万円以下	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	「総所得金額等」が210万円を超え600万円以下	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	「総所得金額等」が210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

【問い合わせ先】 安八町役場 住民環境課  
☎ 64・7105(直通) ☎ 64・3111(代表) 内線 256

**税務署からのお知らせ**

平成27年1月から  
**相続税の基礎控除が  
引き下げられます**

詳しい内容は・・・  
★ 国税庁ホームページで調べられます！  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

★ 電話相談センターで相談できます！  
特約店に電話して自動音声案内にかけ、1.を選択、次に相続税の2.を選択してください！

にせ税理士にご注意ください！  
税理士をお探しの場合は、日本税理士連合会ホームページの「税理士検索検索サイト」で税理士等の検索が可能です。  
(<http://www.zaitokuhenshu.jp>)